

地図検索ソフトウェア保守業務委託  
(令和3年度)  
仕様書

舞鶴市 税務課

# 地図検索ソフトウェア保守業務委託仕様書

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本仕様書は、舞鶴市（以下「委託者」という。）において稼働している「地図検索ソフトウェア（以下「本システム」という。）について、委託者が本システムの利用を円滑に行うことを目的として実施する地図検索ソフトウェア保守業務委託（以下「本業務」という。）について、委託者及び受託者が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

### (準拠する法令等)

第2条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 地方税法（昭和25年 法律第226号）
- (2) 不動産登記法（平成16年 法律第123号）
- (3) 地価公示法（昭和44年 法律第49号）
- (4) 国土利用計画法（昭和49年 法律第92号）
- (5) 測量法（昭和24年 法律第188号）
- (6) 固定資産評価基準（昭和38年 自治省告示第158号）
- (7) 標準地の鑑定評価の基準に関する省令（昭和44年 建設省令第56号）
- (8) 舞鶴市固定資産土地評価事務マニュアル
- (9) 舞鶴市契約規則（昭和25年 規則第25号）
- (10) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年 法律第63号）
- (11) 個人情報保護に関する法律（平成15年 法律第57号）
- (12) その他関係法令、規程、規則等

### (疑義等)

第3条 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ、業務を遂行するものとする。

### (管理技術者等)

第4条 受託者において選任する管理技術者等は、固定資産評価及び現況調査業務に精通した、実務経験豊かな技術者とする。また、国土管理に必要な様々な業務を効果的に遂行するため、空間情報分野に関する高度な専門知識と豊富な知見・経験を有し、かつ、空間情報を利活用する要求に対して、問題抽出・分析に基づく要求仕様の策定、製品・品質仕様の策定、運用管理の立案、様々な技術・技術者のコーディネート等の業務を行うに十分な能力を有する者を照査技術者に定めるものとする。

- (1) 管理技術者は、仕様書に定められた範囲内での業務遂行をするものとする。
- (2) 照査技術者は、空間情報総括監理技術者の資格を有するものとする。

### (損害の賠償)

第5条 本業務遂行中に受託者が委託者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を連絡し、委託者の指示に従うものとする。損害賠償などの責任は受託者が負い、受託者において解決するものとする。

### (守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の遂行上知り得た内容及び個人情報について、第三者に漏洩してはならない。この契約が完了しまたは解除された後も同様とする。また、次の事項を遵守すること。

- (1) 作業を行う部屋の特定と室外持出し禁止  
作業を行う部屋は固定し、施錠できること。

- (2) パソコン等使用時の措置  
パソコンを使用する場合は、IDまたはパスワードによって業務従事者のみがデータ入力及び閲覧できる措置を講じること。  
入力した個人情報等は、本業務終了後に確実に消去すること。
- (3) 個人情報等の保管方法  
委託者から貸与された個人情報等は、鍵のかかるロッカー等に保管すること。
- (4) 個人情報等の受渡し  
個人情報等の移動は、安全、確実な方法で行うこと。
- (5) 業務従事者の教育・指導  
本業務を履行するにあたり、委託者が求める守秘義務に万全を尽くすよう、受託者は、業務従事者の教育・指導を徹底すること。

#### (個人情報保護)

- 第7条 本業務の履行にあたっては、個人情報を扱うことにより、情報漏洩、紛失等がないように、移動においてはセキュリティボックスの利用、また、作業場所においてはセキュリティルームでの作業に限るなど、厳重な管理体制を構築して作業を実施するものとする。
- 2 上記を実現するため、受託者は個人情報保護等に関する公的資格と、情報セキュリティ等に関する以下の認証を取得した者でなければならない。未取得の場合は、作業着手前までに認証取得するものとする。
    - (1) J I S Q 1 5 0 0 1 (プライバシーマーク)
    - (2) I S O 2 7 0 0 1 (情報セキュリティマネジメント)
    - (3) 地方公共団体情報システム機構の「総合行政ネットワークASPアプリケーション及びコンテンツサービスリスト」に記載されたデータ交換サービスを有していること。
  - 3 受託者は、本業務着手時に、上記審査登録されている証明書を契約書とともに委託者に提出し承認を得なければならない。

#### (複写の禁止)

- 第8条 受託者は、業務履行のため委託者から貸与された個人情報等を複写、または、複製してはならない。ただし、委託者が認める場合は、この限りでない。

#### (契約解除)

- 第9条 委託者は、受託者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。
- (1) 受託者が契約に定める義務を履行しないとき。
  - (2) 受託者が契約の履行にあたって不正な行為を行ったとき。
  - (3) 受託者が認証資格を取得しないとき。
- 2 前項の場合において、受託者に損害が生じることがあっても、委託者はその責めを一切負わないものとする。

#### (その他)

- 第10条 受託者は、本仕様書の過去の評価替え内容を理解し、委託者の意向に十分留意し、本業務を遂行するものとする。
- (1) 受託者は、IS09001 (品質マネジメントシステム) の認証を得ているものとする
  - (2) 受託者は、IS014001 (環境マネジメントシステム) の認証を得ているものとする。

## 第2章 業務概要

#### (対象ソフトウェア)

- 第11条 本業務の対象となるソフトウェアは、以下のとおりとする。

- (1) ソフトウェア・・・地図検索ソフトウェア
- (2) 設置場所・・・舞鶴市税務課

1 ライセンス

(保守対象期間)

第12条 本業務の対象期間は以下のとおりとする。

- (1) 令和3年7月～令和4年3月31日

(保守対象範囲)

第13条 本業務の対象となる範囲は以下のとおりとする。

- (1) 地図検索ソフトウェア
- (2) 地図検索ソフトウェア搭載各データ

### 第3章 地図検索ソフトウェア保守

(地図検索ソフトの保守・更新)

第14条 本作業は、委託者に設置しているハードウェア内で稼働している税務地図情報システムの保守を行うものとし、その要件は以下のとおりとする。なお、保守業務にはソフトウェアのカスタマイズは含まないものとする。

- (1) オペレータ受付時間  
月曜日～金曜日 9:00～17:30 (法定休日、年末年始は除く。)  
※ただし、オペレータ受付時間外であっても、メール・FAX 等による障害発生連絡を受け付けること。
- (2) 障害保守  
職員等から障害連絡を受け、状況の把握等を行い、障害箇所の対応を行うこと。
- (3) データバックアップ  
データのバックアップは最適なスケジュールにて実施し、トラブル発生時には前回のバックアップ時点の状態に復元できる仕組みとすること。
- (4) コールセンター／ヘルプデスク  
システム管理者からの問い合わせに対し適切なアドバイスを行うこと。
- (5) 動作確認  
本システムが正常に動作しているか、都度確認を行うこと。
- (6) 操作説明  
本システムの操作説明会を実施する事。操作説明会は保守対象期間に2回実施することとし、その時期は委託者と協議により決定すること。
- (7) システム初期設定対応  
委託者の都合により、現在システムが稼働しているPCまたはOSを変更する場合、変更に合わせて対応を行い、初期設定及び動作確認を行うこと。

### 第4章 成果品

(成果品)

第15条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 地図検索システム保守報告書

1式